

高槻市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱

制定	平成30年	7月	12日
改正	平成30年	8月	17日
改正	平成31年	4月	1日
改正	令和2年	4月	1日
改正	令和3年	3月	24日
改正	令和4年	3月	30日
改正	令和5年	3月	28日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市ブロック塀等撤去工事補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、平成30年6月18日発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊被害を受け、ブロック塀等の所有者がその全部又は一部を取り除く工事（以下「撤去工事」という。）に対して費用を補助することにより、地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図り、もって道路利用者の安全確保等に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀及び組積造等塀（石造、れんが造、土塀、組立式コンクリート塀その他組積造の塀等）、門柱等をいう。
- (2) 公園等 都市公園法に基づく都市公園及び市が管理する児童遊園をいう。
- (3) 道路等 道路法及び建築基準法に基づく道路、特定公共物管理条例で定める認定外道路のうち機能を有するもの、公園等その他これらに類するもので市長が認めるものをいう。

第2章 補助事業

(補助対象の要件)

第4条 補助金の交付対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有するものは除く。

- (1) 高槻市内に設置されたものであって、道路等に面しているものであること。
- (2) 道路等からの高さ（擁壁等の上にブロック塀等が設置されている場合は、当該擁壁等の高さを含む。以下同じ。）が80センチメートル以上の部分を含むものであること。
- (3) 同一敷地内において過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

2 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別に定める点検表1又は2の点検内容に不適合となる点検項目があること。
- (2) 補助対象ブロック塀の撤去工事を施工業者が行うものであること。
- (3) 原則、補助対象ブロック塀を全部又は道路等面からの高さ60センチメートル以下まで撤去する工事。
- (4) 撤去工事後にブロック塀等が道路等に残存し、又は突出しないこと。ただし、市長が認める場合この限りでない。
- (5) 転売等の営利を目的とした造成工事又は建物解体工事に伴う撤去工事でないこと。
- (6) 補助対象ブロック塀等を撤去後、新たな塀などを設置する際は建築基準法等関係法令に違反しないこと。

3 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象ブロック塀の所有者であって、当該ブロック塀の撤去工事を実施するものであること。
- (2) 市税の納付に滞りのないこと。
- (3) 国、府、市等の公共用地の取得に伴う損失補償を受けていないこと。
- (4) 所有者及び当該所有者の世帯員全員が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

- 号) 第2項第6号に規定する「暴力団員」
- イ 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2項第4号に規定する「暴力団密接関係者」

(補助事業及び補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる撤去工事(以下「補助対象事業」という。)

は、補助対象者が当該年度に実施する補助対象工事とする。

- 2 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象工事において補助対象ブロック塀の撤去等にかかる費用の全額とする。ただし、補助対象ブロック塀の撤去をする部分の見附面積(撤去の高さ×幅)1平方メートルに13,000円を乗じた額を限度とする。なお、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除額等」という。)を除く。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次に掲げる額を限度として、前条第2項により算定された補助対象経費とする。

- (1) 補助対象経費が100万円以内の場合

100万円

- (2) 補助対象経費が100万円を超え500万円以下の場合

100万円+0.5×(補助対象経費-100万円)

- (3) 補助対象経費が500万円を超える場合

300万円

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第3章 手続き

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、撤去工事に着手する前に、別記様式第1号による交付申請書に、次に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取り図

- (2) 現況概略図（寸法が記載された配置図、断面図等）
 - (3) 現況写真（ブロック塀等の全景及び高さがわかるもの）
 - (4) 撤去工事の見積書の写し（補助対象経費の明細がわかるもの）
 - (5) 補助金交付に係る誓約書（様式第2号）
 - (6) ブロック塀等の所有者であることが分かる書類
 - (7) 別表に定める点検表
 - (8) 申請者住所の分かる本人確認書類の写し
 - (9) 第19条の規定による補助金の代理受領制度を申し出る場合、別記様式第1号-2による代理受領制度申出書
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に定める申請は、当該年度の1月末日までに行わなければならない。
 - 3 補助申請者は、前項の規定による申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に規定する書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

（補助金の交付決定）

- 第8条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。
- (1) この要綱に違反していないこと。
 - (2) 予算の範囲内であること。
 - (3) 補助対象事業の目的及び内容が適正であること。
 - (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。
 - 3 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
 - 4 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった日から30日以内に、当該申請にかかる補助金の交付を決定又は補助金を交付しない旨を決定するものとする。

(補助金交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業に要する費用又は当該事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするときには、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときには、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助申請者又は撤去工事の施工業者に対し報告を求め、又は市職員に事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すること。
- (5) 関係法令及びこの要綱を遵守すること。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に規定する条件のほか必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は補助金の交付の決定をしたときは、別記様式第3号による交付決定通知書により、速やかに補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、別記様式第4号による不交付決定通知書により、速やかに補助申請者に通知するものとする。

(撤去工事の着手)

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定通知書を受け取った日から速やかに撤去工事に着手するものとする。

(補助申請の取下げ等)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了するまでに市長に別記様式第5号による取下げ申請書を提出し、補助金交付申請を取下げることができる。

2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、取消されたものとみなす。

(撤去工事の変更等)

- 第13条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに別記様式第6号による変更承認申請書に必要書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、補助対象事業の目的及び補助金の額に変更がないものについては、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、当該補助事業者に係る補助金の交付決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、市長は、別記様式第7号による交付決定変更通知書により通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときにおいては、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(撤去工事の完了報告)

- 第14条 補助事業者は、撤去工事の終了後、別記様式第8号による完了報告書に次に掲げる書類を添付し、当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。
- (1) 撤去工事の契約書又は請求書の写し(補助対象経費の明細が分かるもの)
- (2) 撤去工事の領収書等の写し(補助対象経費の支払いが分かるもの)
- (3) 補助対象工事の工事後の全景が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、代理受領制度により施工業者に支払うべき金額がなくなったときは、前項第1号及び第2号に掲げる書類に替えて撤去工事の契約書の写しを添付することができる。
- 3 補助事業者は、第1項の規定による完了報告を行うにあたっては、補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して申請しなければならない。ただし、報告時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に規定する書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

(補助金の額の確定)

- 第15条 市長は、前条の規定による完了報告書を受理したときは、当該報告書の内容を審査し、当該事業が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、別記様式第9号による確定通知書により速やかに補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による完了報告を受けた場合において、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるよう補助事業者に対して指示することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、第15条の規定による補助金の交付額の確定の通知を受けた後に、別記様式第10号による補助金交付請求書に市長が必要と認める書類を添えて、当該通知に定める確定額を市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条の規定による補助金交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求書を受けた日から30日以内に、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

(代理受領制度)

第19条 申請者は、申請者から依頼を受けて補助事業を実施する事業者に補助金の受領を委任することができる。この場合において、申請者は、補助金の代理受領を委任した事業者（以下「代理受領事業者」という。）から代理で補助金を受領する旨の同意を得なければならない。

2 代理受領事業者は、前項の同意をする場合、別記様式第1号-2に記載の遵守事項について、市長に遵守する誓約をしなければならない。

(補助金の支給方法等)

第20条 補助事業者が前条第1項の規定による代理受領制度を利用した場合、市長は、補助事業者が代理受領事業者に支払うべき補助対象経費のうち交付確定額を、代理受領事業者に支払うものとする。

2 前項の規定による支払いがあったときは、補助事業者に補助金の支給があったものとみなす。

第4章 雑則

(事情変更による決定の取消し等)

第21条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定内容若しくはそれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付決定を取消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助対象事業を遂行するために必要な措置その他の手段を使用することができないこと、補助対象事業に要する費用のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助対象事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事業による場合を除く。）

3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の適正な遂行)

第22条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行わなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第23条 補助事業者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助遂行等の指示)

第24条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助対象事業が補助金の交付決定又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助対象事業を遂行するよう必要な指示をすることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助対象事業の遂行の一時停止を指示することができる。

- 3 市長は、前項の規定により補助対象事業の遂行の一時停止を指示する場合には、当該補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに補助事業者がとらないときは、次条の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を当該補助事業者に告知するものとする。

(決定の取消し)

第25条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第9条に掲げる条件に違反したとき。
- (4) 関係法令及びこの要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定は補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、別記様式第11号による交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第26条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、補助事業者に補助金の返還を命令することができる。

2 補助事業者は、前条第1項により補助金の交付決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第27条 補助事業者は、第25条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 市長が、補助事業者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還）

- 第28条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消費税仕入控除税額等を市長に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定による報告をしたときは、市長が定める期日までに当該消費税仕入控除税額等に相当する補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
 - 3 前条第3項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

（理由の提示）

- 第29条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の指示又は補助対象事業の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（補助事業者に対する指導）

- 第30条 市長は、補助事業者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

（関係書類の整備）

- 第31条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から5年間保存

しなければならない。

(その他)

第32条 この要綱に定めるもののほか、高槻市ブロック塀等撤去工事補助金の交付について必要な事項は、都市創造部長が定める。

別表

ブロック塀等の点検表1 コンクリートブロック塀の場合

点検項目		点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	2. 2 m以下	はい	いいえ
2	壁の厚さ	高さ2 mを超える塀で15 cm以上	はい	いいえ
		高さ2 m以下の塀で10 cm以上	はい	いいえ
3	鉄筋	壁内に直径9 mm以上の鉄筋が、縦横とも80 cm間隔以下で入っており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている	はい	いいえ
5	基礎 (高さ1.2mを超える時)	丈が35 cm以上で根入れ深さが30 cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
4	控え壁 (高さ1.2mを超える時)	塀の長さ3.4 m以下ごとに、直径9 mm以上の鉄筋が入った控え壁が塀の高さの1/5以上突出してある	はい	いいえ
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1 mm以上のひび割れがない	はい	いいえ
7	ぐらつき	人の力でぐらつかない	はい	いいえ
8	その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上にならない	はい	いいえ

* 適合するかどうか判断ができない場合は「いいえ」を選択

ブロック塀等の点検表 2 組積造等の場合（鉄筋が入っていないコンクリートブロック塀を含む）

点検項目		点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	1. 2 m以下	はい	いいえ
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	はい	いいえ
3	鉄筋	—	はい	いいえ
4	控壁	塀の長さ4 m以下ごとに壁面からその部分の壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
5	基礎	根入れ深さが20 cm以上ある	はい	いいえ
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1 mm以上のひび割れがない	はい	いいえ
7	ぐらつき	人の力でぐらつかない	はい	いいえ
8	その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上でない	はい	いいえ

* 適合するかどうか判断ができない場合は「いいえ」を選択

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成30年7月13日から施行し、平成30年6月18日から実施する。

（補助金の交付申請等の特例）

第2条 平成30年6月18日から平成30年9月13日までの間に補助対象事業に着手した場合は、要綱第7条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間、補助金の交付申請をすることができる。この場合に交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 付近見取り図

- (2) 撤去工事前の概略図（寸法が記載された配置図、断面図等）
 - (3) 撤去工事前のブロック塀等の写真（全景及び高さがわかるもの）
 - (4) 補助対象工事の施工写真及び当該工事後の全景が分かる写真
 - (5) 撤去工事の見積書の写し（補助対象経費の明細がわかるもの）
 - (6) 撤去工事の請求書の写し（補助対象経費の明細がわかるもの）
 - (7) 撤去工事の領収書の写し（施工業者から補助事業者が発行されたもの）
 - (8) 補助金交付に係る誓約書
 - (9) ブロック塀等の所有者であることが分かる書類
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に規定する書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。
- 3 第1項の規定により交付申請をした者については、要綱第11条から第16条までの規定は適用しない。
- 4 第1項の規定により交付申請をした者で、要綱第10条第1項の規定による交付決定通知を受け取った場合の要綱第17条の適用については、同条中「第15条」とあるのは「第10条第1項」と、同条中「確定の」とあるのは「決定の」と、同条中「確定額」とあるのは「決定額」と、様式第11号中「確定通知」とあるのは「決定通知」と読み替えて適用する。

附 則（平成30年8月17日改正）

この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

附 則（平成31年4月1日改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日改正）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の高槻市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、改正後の高槻市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 2 4 日改正）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 3 0 日改正）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 2 8 日改正）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。